

越谷市市政モ二夕一提言集

平成26年度

越谷市市長公室広報広聴課

目 次

大綱 2 だれもが健康で生きがいをもって安心して暮らせるまちづくり	1
○飲食店での分煙について	1
○小学校での高齢者ボランティアについて	1
○越谷市での国際交流事業について	2
大綱 3 自然と調和し質の高い都市機能を備えたまちづくり	3
○市内のバス路線について	3
○市営住宅について	3
大綱 4 人や環境にやさしく安全・安心な生活を育むまちづくり	4
○AEDの普及について	4
○家庭ごみの回収について	4
○手渡し詐欺の防止について	5
大綱 6 いきいきと誰もが学べる心豊かなまちづくり	5
○スポーツセンターの建設について	5
○図書館の蔵書数について	6
○第1・第2体育館について	7
○図書館での新刊本購入について	8
○学習機会の確保について	9
○就学援助費について	10
○図書館の相互利用について、新規図書のリクエストについて	10
○スポーツクラブでの表彰について	11
○本に親しむイベントの開催について	12
○学校内のトイレ洋式化について	13
○拡大印刷機の利用について	13
○困窮家庭を対象にした学習支援について	13
大綱 7 その他	15
○市内在住の外国人に対する情報提供について	15
○越谷市役所駐車場の料金設定について	15
○休日開庁時の庁舎管理について	16
○ガーヤちゃんを利用したPRについて	16
○いきいき越谷について	17

大綱2 だれもが健康で生きがいをもって安心して暮らせるまちづくり

○飲食店での分煙について

飲食店の禁煙席についてですが、どの店も境目は決めているものの、煙は禁煙席にも広がってしまうような作りになっていて、なかなかお店に入る気持ちになりません。愛煙家の主人は、「越谷ではまだ東京ほど肩身が狭くない」と喜んでいますが、もう少しきちんと区切っていたできればうれしいです。

こちらへ越してきて、東京と埼玉の違いをもっとも感じたのがこの点でした。やはり東京はその辺りが厳しいのだと感じています。

子供やたばこを吸わない人が、どの店でも安心しておいしく食事ができるようにして、活気のある街づくりをしていただければと思います。

喫煙による影響として、がん、循環器疾患、呼吸器疾患、糖尿病、周産期の異常等の原因となることや、受動喫煙の影響による虚血性心疾患、肺がん、乳幼児の喘息や呼吸器感染症、乳幼児突然死症候群等の健康被害との関係性が指摘されています。

本市では、「第2次越谷市健康づくり行動計画・食育推進計画 いきいき越谷21」を作成し、その中で、「たばこの健康への影響を知ろう」「まわりの人を思いやり分煙につとめよう」を基本目標に、「喫煙による健康への影響に関する知識の普及」、「分煙による環境保全の推進」などを行動目標に掲げ、市民の皆様や小中学生を対象とした講演会等の啓発事業や、環境美化事業を実施しております。

また、ホームページで喫煙による健康への影響を周知し禁煙を促すとともに、禁煙外来を実施している医療機関について情報提供を行っています。さらに、禁煙したいという市民を対象に健康教育を実施し、禁煙支援を行っているところです。

一方、受動喫煙の防止については、健康増進法第25条において、「学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない」とされており、禁煙区域の指定など分煙化が進められております。埼玉県では、全面禁煙・空間分煙実施施設の認証制度を実施しておりますが、これらはいずれも事業主や公共的施設の管理者に対する努力義務となっております。

本市では、今後も喫煙による健康への影響に関する知識の普及啓発や禁煙支援等の保健事業を実施し、健康づくりの推進に努めるとともに、分煙の必要性についてホームページ等で周知するなど、様々な機会を通じて取り組んでまいります。(市民健康課)

○小学校での高齢者ボランティアについて

まだまだお元気な高齢者の方に小学校へ出向いて頂き、子供たちに越谷にちなんだ伝統についての授業や、手作りの物、踊りなどを語り伝えて頂いてはどうでしょうか？

これも品川区でやっているものですが、何か教えられるものをお持ちの高齢者の方に、「一芸ボランティア」として市に前もって登録しておいて頂き、依頼した時だけボランティアで先生をやって頂く、というものです。

たとえ越谷の伝統芸能でなかったとしても、竹とんぼやお手玉の手作りなど、有意義なものはあるのではないかと思います。

地域の高齢者の方を講師として学校にお招きすることについてですが、ご提案いただいた取り組みにつきましては、市内すべての小学校において、生活科及び「総合的な学習の時間」の一環の中で進められております。

例えば、小学校1年生又は2年生の生活科には、「むかしのあそびにちょうせん」という単元があり、その中で、地域の高齢者の方にけん玉、こま回し、あやとり、お手玉などの遊びを教えていただいております。子どもには、高齢者の方と一緒に遊びを楽しみながら、年長者とのよりよいかかわり方を学ぶ機会となっております。

また、「総合的な学習の時間」では、地域の高齢者の方と昔の料理を一緒に作る（4年生）、稲作の指導を受けてバケツで稲を育てる（5年生）、ゲートボール（5年生）やグラウンドゴルフ（6年生）などの活動があります。

これらの学習活動は、それぞれの小学校において、地域の実状や学年、時期、内容を考慮して実施しており、今後とも、地域の高齢者の方のご協力をいただきながら、取り組んでまいります。（指導課）

○越谷市での国際交流事業について

今年は日本を訪れる外国人の人数が大変多かったそうですが、越谷でも国際感覚を身につける企画を沢山やって欲しいです。

例えば、有志で集まって無料で英会話の練習が出来るとか、日本の文化を語り継ぐイベントなどです。

また外国人が喜んで越谷に出かけてくるような企画もあるといいと思います。フリーマーケット形式で物々交換をするのもおもしろいのではないのでしょうか。

越谷にも浦和のコンナレのような、国際交流の発信基地があればいいのにとと思います。

本市では、市民団体である越谷市国際交流協会などの国際化関連団体と協力し、国際化を推進しています。

平成26年の事業といたしましては、こしがや能楽堂において「日本文化の集い」を、北越谷地区センターにおいて「多国籍料理パーティー」を開催いたしました。また、越谷駅前で開催した「越谷国際フェスティバル」や越谷市民まつりでの「国際交流ひろば」では屋台も出店され、外国の料理のほかに小物の販売などもあり、来場者にも好評をいただきました。

また、市民活動支援センターにおきましても、国際化関連団体と協力して「国際交流のいろは」をテーマに、ダニエル・カール氏による講演会を開催しました。

加えて、市役所総合受付と市民課窓口付近には外国人向けの情報を提供するラック「外国人 i (あい) コーナー」を設置し、英語版の越谷案内図など、国際交流や多文化共生に関する各種情報も入手できるようになっております。

今後とも、国際化関連団体などと協力しながら、本市の国際化を推進してまいります。

(市民活動支援課)

大綱3 自然と調和し質の高い都市機能を備えたまちづくり

○市内のバス路線について

越谷に越してきてから、もう少しバスを利用したいと考えているのですが、なかなか始めません。

会社が1つではないし、どの路線図を見ればいいのか、料金はいくらになるのか、回数券はどこで買うのか、などいつも疑問で、うまく調べられないと面倒になって行くのをやめてしまったりします。もう少し何か分かりやすいとありがたいです。

また、これは無理だと思いますが、東京のように一律料金ですべて Suica が利用可能だと本当に便利だと思います。

バスにつきましては、市民の皆さんにとって重要な公共交通機関であるため、様々なご要望をいただいております。

平成 26 年 9 月 1 日現在、市内には民間のバス事業者 6 社により 35 路線 69 系統の路線が運行されておりますが、市では市内のバス路線をご案内するため、「こしがや案内図」に市内の路線バス図を掲載し、あわせて各路線バス会社のお問い合わせ先を掲載しております。また、料金体系や、回数券の販売場所については各バス事業者により異なり、変更がある場合もございますので、「こしがや案内図」には記載しておりません。なお、市のホームページから各バス事業者のホームページへつながるようになっておりますので、ご活用いただければと存じます。

(<http://www.city.koshigaya.saitama.jp/kurashi/sumai/toshikeikaku/koshigayabasurosen.html>)

次に、一律料金と Suica の利用についてですが、市内のバス路線は、全て民間のバス事業者によって運営されており、料金につきましては、乗車距離に応じて運賃を設定しております。

Suica 等の電子マネーの利用につきましては、市内に路線がある事業者のうち、朝日自動車株式会社、国際興業株式会社、茨城急行自動車株式会社、東武バスセントラル株式会社では導入されておりますが、株式会社ジャパンタローズや株式会社グローバル交通については、導入にあたっての審査等が課題となり、現在のところでは導入が困難な状況にあると伺っております。

いずれにいたしましても、バスは通勤や通学、あるいは買い物など、日常生活にとって欠くことのできない身近な交通機関であることから、引き続きバス路線の充実や利便性の向上に努めてまいります。(都市計画課)

○市営住宅について

市内を回ってみると、古い市営住宅をよく見かけるのですが、中高層のアパートに建て替えたらよいかと思えます。

本市では、住宅に困窮する低額所得者の居住の安定を図り、また高齢者や障がい者世帯に配慮し、低廉な家賃で住宅を供給することを基本方針として、市営住宅の整備に努めております。

現在、市内には、市営住宅が 7 団地 250 戸、県営住宅が 14 団地 684 戸、合計 934 戸の公営住宅がございます。

国や県の公営住宅施策は、現在、新たな公営住宅の建設から既存ストックの有効活用にシフトしております。本市の市営住宅につきましても、長寿命化計画に基づき、既存のストックを

最大限有効利用することを前提としております。

その上で、将来における人口の減少・空家の増加、また、高齢化や住宅困窮度などの実情や将来需要を見据え、さらには、社会経済情勢を勘案しながら住宅の適正かつ安定供給を図るため、引き続き調査検討してまいります。(建築住宅課)

大綱4 人や環境にやさしく安全・安心な生活を育むまちづくり

○AEDの普及について

先日、3区合同自治会で、消防署の協力で防災訓練を実施しました。AEDの使用方法を大変親切に教えてもらい、躊躇しないで使用することを学びました。

今後、AEDが自治会にあると大変ありがたいとの話が出ましたが、高価なものだと聞いています。市の援助で自治会に備えられないでしょうか。限られた予算、財政下ですぐには無理かと思いますが、ご検討いただければと思います。

ご承知のとおり、心肺停止になられた人に対してAEDを使用することは、応急手当のひとつとして有効な手段です。

現在、本市では、小中学校や保育所など、市内の公共施設134か所にAEDを設置して、市民の方が緊急時に使用できるよう維持管理に努めています。

ご提言いただきました、「各自治会のAED設置に係る援助」につきましては、自治会館などが常時開館している状況になく、また、自治会の役員の方が個人で保管する場合などにおいても、緊急時にAEDが使用できないことが考えられます。

さらには、日常の点検、電極パッドやバッテリーの交換など、維持管理上の問題もあることから、現在のところ、各自治会に費用を助成してAEDを設置する予定はございません。

(消防本部警防課)

○家庭ごみの回収について

網ネットでの管理場所で、カラスが生ごみを散乱させているケースをときどき見かけます。ごみ出ししている人が気付いていないケースも多いように感じます。認識してもらうために、回収場所に注意書きを添付したらいかがでしょうか。定型文をセロケースに入れて張り出してもよいかと思えます。

本市では、家庭から排出されるごみの収集については、市民の皆様が集積所を決めていただき、効率的かつ経済的に収集できるごみステーション方式をとっております。

ごみ集積所のカラス対策につきましては、カラスに対する防衛策として、ごみ集積所へのごみの出し方に気をつけていただくよう広報を行うとともに、希望する方にはカラスよけネットを配付しております。しかしながら、ごみをきちんとカラスよけネットで覆わないなど、効果が十分発揮されない状況が見受けられるのはご指摘のとおりです。

ごみがカラスなどに荒らされることについて、市民の皆様から相談をいただいた際には、カラスよけネットの正しい使用方法をご説明することをはじめ、ご意見にもあるとおり、注意喚起文を印刷した紙を、ラミネートフィルムで保護した掲示物を作成し、集積所に掲示していただき、あわせて集積所のパトロールなどを行っております。

なお、カラスよけネットの枚数が不足する場合は、リサイクルプラザ（TEL 976-5375）までご連絡をいただければ、必要な枚数を配付させていただきます。

今後も、ごみが荒らされることがないきれいな街づくりを目指して、必要な対策を行ってまいりたいと考えております。（リサイクルプラザ）

○手渡し詐欺の防止について

「手渡し詐欺」に関連して。詐欺以外にも様々な消費者被害があります。経済的な被害だけでなく、プライドも傷つきます。消費者センターの出前講座を活用して、被害防止の方法、相談機関を広く知らせてはいかがでしょうか。

高齢者向けには当事者やヘルパーや介護関連施設職員に、若年向けには授業に出前を、一般向けには自治会の集まりなどで被害防止の話をしたらいかがでしょうか。広報紙に、「出前講座をします」という記事が載っていたことがありましたが、各機関に売り込みにいくのも効果があると思います。また、講座は年間でどのくらい行っているのでしょうか。

消費生活「出張講座」につきましては、悪質商法の被害等を防止するため、10名以上の団体からの要請を受け、消費生活相談員などの講師を無料で派遣しております。高齢者などにもわかりやすく伝えるため、消費生活センター運営委員会委員による「振り込め詐欺に関する寸劇」を取り入れるなど、工夫をこらしながら効果的な実施を心がけており、昨年度は、ふれあいサロンや老人クラブなどを中心に32回実施し、延べ1,636名の参加がございました。

また、毎年2月には、日ごろ高齢者に接する機会が多い民生委員、会食サービスやふれあいサロンの代表者、地域包括支援センター職員などを対象に「高齢者の見守り講座」を開催しており、受講者が地域へ戻り高齢者の見守りや啓発活動を行っていただくよう依頼しております。関係機関に対しましては、年2回発行している消費生活情報紙（約7,000部発行）やチラシを配布するなどして、「出張講座」の周知を図っております。

若者向けには、悪質業者のトラブルに遭わないためのポイントを掲載したチラシや冊子を、成人式の参加者や市内中学3年生全員に配布し、併せて各中学校あてに「出張講座」の案内もいたしております。

さらに、消費生活相談員を市内高等学校にも派遣し、「出張講座」を実施しているところでございます。

今後につきましても、引き続き関係機関等と連携を図りながら、消費者被害防止活動を推進するとともに、消費者教育の推進や啓発活動に取り組んでまいります。（くらし安心課）

大綱6 いきいきと誰もが学べる心豊かなまちづくり

○スポーツセンターの建設について

市民が、安く安心して通えるスポーツセンターをつくって下さい。

高齢化の影響もあるのですが、お医者さんへ行っても混んでいて、小さな医療機関でも数時間待たされるようなことも珍しくありません。普段から身体を鍛え、少しでもけがや病気にならないようにすることが大切だと思います。

私は、定期的に運動するため民間のジムに入会していますが、1日に90分間スポーツジムを

利用するため、月額 7,000 円を支払っています。運動は、気長に無理なく、これからも一生ずっと続けて行くべきもので、現状では先々の経済的な負担を考えざるを得ません。

品川区では、1 人何時間マシンジムを利用しても 1 日 400 円の利用料金でした。他にエアロビクスやヨガのレッスンに参加しても、この範囲で参加出来るようになっていました。

越谷市民がいつまでも健康でいることが出来るよう、スポーツセンターの建設についてご検討いただければと思います。

本市では、「越谷市民プール」(増林 3 丁目 2 番地 2) にトレーニングルームが併設されております。

利用時間は、9 時 30 分から 21 時 30 分の間でいつでも利用することができ、時間の制限はありません。料金は、一般(高校生以上)が 1 回あたり 400 円、60 歳以上が 1 回あたり 200 円となり、休館日は、毎週月曜日(ただし、月曜日が祝日の場合はその翌日)と年末年始(12 月 29 日から 1 月 3 日)となります。

トレーニングルームは、3 つのエリアから構成され、エアロバイクやランニングマシンなどの設置された有酸素系エリア、レッグエクステンションやバーベルなど本格的なウェイトトレーニングエリア、さらには、トレーニングの前後に体をほぐすストレッチエリアで構成されています。

なお、臨時休館や施設の詳細につきましては、社会福祉協議会の市民プール関連のホームページ(<http://www.koshigaya-syakyō.com/pool.php>)をご確認いただきますようお願いいたします。

また、埼玉県の施設ではありますが、埼玉県県民健康福祉村(埼玉県越谷市大字北後谷 82)の「ときめき元気館」にも同様の施設がございます。詳細につきましては、県民健康福祉村のホームページ(<http://www.saitama-fukushimura.jp/front/bin/home.phtml>)をあわせてご確認ください。

本市では、各地域体育館において一人でも気軽に楽しみながら健康、体力づくりができる場として、年間を通じて「生涯スポーツ講座」を実施しています。専門的な指導者の指導のもと、日ごろ運動する機会のない方、スポーツが苦手な方など、参加者の状況に合わせ、エアロビクス、ヨガ、卓球、ビーチボールなど 13 種目を初心者向けに開催しております。対象は、市内在住・在勤の 16 歳以上の方で、参加費は無料となっております。

今後とも、生涯にわたって、スポーツ・レクリエーションに親しみ、楽しみ、参加できる環境の整備に努め、市民が健康でいきいきとした生活が送れるよう、スポーツ・レクリエーション活動の推進、活動機会の充実に努めてまいります。(スポーツ振興課)

○図書館の蔵書数について

図書館の蔵書数を増やしてください。

こちらへ越してきてから、図書館に本を予約しようとしても、無いものばかりで結局買わなければならなくなります。東京都に比べて少ないのはやむを得ないかもしれませんが、できればもっと教養に関する本や、ビジネスに関する本を増やしてほしいです。

以前住んでいた品川区と比較するのは妥当ではありませんが、もし予約しようと思った本が

無かったとしても、都内の他の区にあればすぐにそれが回って来ますし、他の区に無い場合も電話で言えば、ほとんどの本はすぐ購入してくれます。

もちろん本の内容によっては、審議して頂かなければならないと思いますが、読みたい本はほとんど貸してもらおう事が出来ました。

市で予算が立たないようなら、中古本の寄付を募ってはどうか？こちらはシステムさえ作れば可能だと思います。

時代の流れが早いので、それに合わせて目を通しておきたい新しい本が沢山あります。役立つ良書はどんどんみんなでシェアして読むことができるようお願いいたします。

図書の購入につきましては、年間の計画を立て、新刊図書の購入をはじめ、利用の多い図書の複数冊購入、利用者からのリクエストに応じた資料選定、貸出頻度が多く汚れが目立つ図書の買替え等を行っております。

平成 25 年度は、市立図書館・移動図書館・北部市民会館図書室・南部図書室・市民活動支援センター中央図書室等について約 5,000 万円分の図書を購入し、資料の充実を図りました。

平成 26 年 9 月には、南部図書室がサンシティ 1 階からサンシティショッピングセンター 6 階へ移設いたします。これにより、南部図書室は現在の約 3 倍の広さになり、また、今年度の図書購入費を 7,550 万円に増額して、さらなる蔵書の充実に努めてまいります。

未所蔵の図書のリクエストにつきましては、埼玉県内に図書館協力ネットワークを組織して対応しております。2,400 万冊以上の図書を県内の図書館の間で共有し、相互貸借によって提供をしており、複数の図書館で所蔵されている図書は貸出中ではない図書館に手配することで、できるだけ早く提供するよう心掛けております。

現在、本市の図書館には、約 58 万 8 千冊の図書がありますが、今後とも適切な蔵書構成に留意し、利用者の皆様のご要望に応じた資料の提供ができるよう努めてまいります。

なお、市民の皆様からの寄付につきましては、予約の多い図書、半年以内に出版された新しい図書、郷土越谷に関する資料等を募って活用させていただいております。(図書館)

○第 1・第 2 体育館について

第 1・第 2 体育館の基本設計など進捗状況を公表していただきたいです。また市民の意見を取り入れていただきたいです。

第 1・第 2 体育館の基本設計などの進捗状況につきましては、平成 26 年度に基本設計の実施、平成 27 年度には測量及び地質調査の実施、平成 28 年度以降に実施計画が予定されております。基本設計につきましては、平成 26 年 6 月、基本設計業務委託の契約を締結して関係各課と協議を行い、設計を進めているところでございます。

次に、市民の意見を取り入れてほしいとのご意見ですが、体育館建設にあたり、大沢地区センター・公民館との複合施設で計画が進んでおります。平成 24 年度より、市民を含めて建設に向けた地域連絡準備会を開催し、また、平成 24 年 5 月には複合施設建設検討委員会を立ち上げ、今までに 8 回会議を開催して様々な意見を取入れ、基本設計に反映させているところでございます。(スポーツ振興課)

○図書館での新刊本購入について

市立図書館での新刊本購入リクエストについて利用者費用負担制度を導入することを提案します。

自分も図書館を利用しますが、新刊本のリクエストが可能であることから、新聞広告や書店店頭で情報を得た直後にリクエストをすることがあります。他の方も同様に行動しているため、話題の本は10人待ちは普通で、50人以上も珍しくありません。私自身は元々関心のある本を購入し蔵書としてきましたが、購入費と蔵書スペースの無駄を考え、図書館利用をし始めたので、その恩恵に浴しています。しかし、話題書、新刊本はその旬の時期を過ぎれば、貸出利用頻度も一気に低下するわけで、図書館としてリクエストに応じて購入することが、公共性の点から適当かは疑わしいように思います。

さらに言えば、土日さえ図書館で時間を過ごしているのは、退職したと思われる男性が圧倒的に多く、購入リクエスト層の主体も同様ではないかと想像します。

については、図書館の運営費の更なる有効活用を図るため、新刊本（話題書）の購入リクエストには、一定の自己負担を課することが適当ではないかと考えます。

負担金額は、例えば価格の10分の1（1,500円であれば150円）とすると、10人のリクエストがあれば1冊分全額を負担金で賄えることとなります。

負担金の徴収方法や対象書籍など検討すべき点がありますが、道路整備のようなインフラとは異なり、応益負担を一部適用し限りある財源（税金等）の有効活用に繋げるべきと考えます。

現在の市立図書館関連の財政状況、利用状況等の情報を欠いているため、極めて雑駁な思いつきの提案であることは否めませんが、図書館運営に関しては、佐賀県武雄市での民間委託や他の自治体でのカフェ併設等、利用改善、収支改善の動きもありますので、越谷市の現状、課題、対策を教示頂ければ幸いです。

図書の購入につきましては、「越谷市立図書館資料収集方針」に基づき、年間の計画を立て、新刊図書の購入をはじめ、貸出頻度が多く汚れが目立つ図書の買替え等を行っております。また、同方針においては、「利用者の要求が多い資料は、それに応じるため必要な数の複本をそろえる。ただし、一時的話題性が強い資料は、将来を考慮して収集段階で調整する」と定めており、市民の皆様のリクエストを尊重するとともに、蔵書構成のバランスを考えて、適切な資料収集に努めております。

平成25年度は、市立図書館・移動図書館・北部図書室・南部図書室・中央図書室等用に、33,462冊の図書を購入し、引き続き、資料の充実を図ったところであり、貸出冊数については、さいたま市・川口市に次いで県下第3位となっております。

ご提案の「新刊本購入リクエストについての利用者費用負担制度」を導入することにつきましては、大変貴重なご指摘であり、図書館の運営についてご深慮をいただき、心から感謝申し上げます。

しかしながら、図書館は、「図書館法」に基づき運営を行っており、同法第17条には、「公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない」とあります。これは、市民の皆様の知る権利を保障するためのものといわれており、ご提案の制度を導入することは、現行法制下においては不可能な状況でございます。

このような状況の中、市民の皆様から、予約の多い図書や半年以内に出版された新しい図書等の寄贈をホームページで募り、活用させていただいているところでございます。

また、新たな財源を確保するという観点からは、平成 26 年 3 月に、「雑誌スポンサー制度」を導入しております。これは、市立図書館等に配架する雑誌のカバー等を広告スペースとして活用してもらうことで、民間企業等に情報発信の場を提供するとともに、図書館サービスの充実を図るためのものでございます。

なお、越谷市の現状ですが、市立図書館を中心に、移動図書館や北部図書室・南部図書室・中央図書室の緊密な連携をとりながら、一体的・効率的にサービスを提供しており、平成 26 年 9 月には、南部図書室をサンシティショッピングセンターの 6 階へ移設し、図書館サービスの機能強化を図ることができました。

現在、本市の図書館には、約 61 万 4 千冊の図書がありますが、今後とも適切な蔵書構成に留意し、利用者の皆様の要望に応じた資料の提供ができるよう努めてまいります。(図書館)

○学習機会の確保について

生活保護世帯やひとり親（特に母子）家庭、事情があって不登校や中退等、基本的な学習機会を喪失している子どもに、無償で学べる機会、場を提供するような施策を実施することは喫緊で大変重要な課題であると考えます。

隣のさいたま市では、NPO法人さいたまユースサポートネットと協働して、市内に学びの場を得られていない子どもたちが「集える場」や「学べる場」を提供し、さいたま市内の大学生たちが面倒をみる体制があるようです。このような課題解決は昨今ブームのNPO任せではなく、自治体の使命として主体的に関与すべきだと考えます。

未来のある、未来を託す子どもたちが経済格差から教育格差、ひいては格差の承継となることのないような対策を講じることを望みます。越谷市の現状が危惧するような状況にないのであれば幸いですが、課題があるのであれば、限られた財源を高齢者向けの生涯学習などに振り向ける前に（例えば「こしがや市民大学」の運営費は利用者負担にするなど）、困窮する子どもにまず手を差し伸べてはどうかと考えます。

子どもには、自らの夢の実現のために粘り強く学び続けることができる資質・能力を育成することが大切であると考えます。特に、様々な事情で厳しい環境におかれている子どもに対しては、確かな学力を育むため、個々の状況に応じた支援が必要であると考えております。

教育委員会といたしましては、主に、「児童生徒本人への働きかけ」と「家庭環境などへの働きかけ」の二つの側面から、子どもへの支援を進めております。

「児童生徒本人への働きかけ」としては、市内 3 か所に不登校児童生徒を対象とした適応指導教室「おあしす」を開設し、個々の実情に応じて学習指導を含む自立支援と適応指導を行っております。また、市内各小中学校では、各校の実情に応じて、教員が放課後や長期休業日を利用した補習を行うほか、学校応援団の取組みの一環として、地域と連携した学習支援を行っている学校がございます。

次に、「家庭環境などへの働きかけ」としては、教育センターで実施している各種教育相談（来所相談・電話相談・メール相談）、学校と連携した訪問指導、スクールソーシャルワーカー

一による家庭への支援や関係機関との連携体制づくりがございます。

なお、生活保護世帯につきましては、保護費として食費、光熱水費などに加え、教育費を支給しているほか、埼玉県生活保護受給者チャレンジ支援事業「アサポート」の教育支援として学習教室の開設や進路相談などの施策がございます。

教育委員会といたしましては、子どもたち一人ひとりの学びの場を確保し、自らの夢が実現するよう、今後とも総合的な不登校対策などの事業を推進するとともに、各小中学校の取組みを支援してまいります。(教育委員会・指導課)

○就学援助費について

友人との会話で就学援助費の話になりました。新学年時に何度か学校より手紙が配られていますので、制度のことは知っていましたが、非課税世帯などが対象と思い込んでいましたので、毎年さらっと読み流していました。

しかし、一般家庭でも支給対象になることがあるとの話で申請にいたりしました。自分から個々に申請が必要なものであるので仕方ありませんが、配られた文書を読み返しますと、自分と同様な考えで未申請の世帯は多いと思われまます。

広報活動とまではいかないものの、とりあえず申請してみようと思える内容にしていればと思いました。

就学援助制度は、学校教育法第19条の規定に基づき、経済的理由により就学が困難と認められる学齢児童・生徒の保護者に対して必要な援助を行うことにより義務教育の円滑な実施に資することを目的としたものでございます。

就学援助費の周知につきましては、毎年4月の新学期に、各学校から保護者の皆様に「就学援助制度について」の案内を配付するとともに、広報紙やホームページに掲載しております。

また、就学援助費の認定基準は、前年の世帯の総所得額が生活保護基準の1.3倍未満であることとしております。このため、就学援助申請書に住民基本台帳及び市・県民税の課税情報を閲覧する同意の文章を記述し、この同意をもって教育委員会が情報を入手し認否判定を行っております。

したがって、就学援助費の受給を希望する保護者の皆様には、毎年申請手続きが必要となり、案内にも「援助対象になる所得の目安」を参考に掲載しております。保護者の方からは、所得額から就学援助費が受給できるかとのお問い合わせをいただきますが、まずは申請をしていただくようご案内しております。

今後とも、就学援助制度につきまして、よりわかりやすく情報提供できますよう努めてまいります。(学務課)

○図書館の相互利用について、新規図書のリクエストについて

先日、浦和駅前できれいで大きな図書館を見つけました。越谷市民でも利用できるかどうか伺ったところ、「伊奈町、戸田市、蕨市、春日部市、川口市、上尾市、川越市などの市民は使っても良いが、越谷市民はだめです」と言われてしまいました。

他の市と提携すれば、越谷市にない本がさいたま市にはあるはずだし、またその逆も必ずあ

と思います。なぜ越谷市は協定を結んでいないのでしょうか？メリットはあっても、デメリットはあまりないように思います。ぜひ、広域協定を結んで頂ければ嬉しいです。

併せて、図書館のホームページに、新規のリクエスト欄をぜひ設けて頂きたいです。また書籍一覧が出たときに出版年順に並べ替えが出来ると嬉しいです。新しい本じゃないと、意味をなさないものもありますので、よろしくお願いいたします。

まず、本市の図書館とさいたま市の図書館との広域協定につきましては、現在のところ、こちらからさいたま市に2度ほど打診をいたしました。残念ながら実現しておりません。今後とも、引き続き申し入れをしていきたいと考えております。

ご参考までに申し上げますと、本市は、「東部地区5市1町図書館資料の広域利用実施要綱」に基づき、草加市・八潮市・三郷市・吉川市・松伏町と、「川口市及び越谷市図書館資料の広域利用実施要綱」に基づき川口市と、さらに、「春日部市立図書館及び越谷市立図書館の相互利用に関する協定書」に基づき春日部市と協定を結んでおり、相互に図書館を利用することができます。

また、埼玉県内の図書館におきましては、相互に資料を貸借できる体制が整備されています。さらに、県内で未所蔵の資料につきましては、国立国会図書館から借用することが可能ですので、絶版等で入手の難しい資料も提供することができます。加えて、国立国会図書館では、資料のデジタル化を進め、図書館へのデジタル化資料送信サービスを開始しており、当館でも来年度中を目途に対応できるよう計画を立てているところでございます。

次に、市内図書館(室)に所蔵のない資料の予約をリクエストと呼んでいます。発売日前のリクエストはお受けしていないことや、書誌情報(書名や著者名等の資料の情報)について、できるだけ正確に伝えてもらうことで、より迅速かつ正確に必要な資料をお届けするようにしております。リクエストにつきましては、図書館(室)の窓口でお申し込みいただければと存じます。

なお、書籍一覧の並べ替えにつきましては、検索画面の下方に並び順の指定ができるよう、設定がありますので、お知らせいたします。(図書館)

○スポーツクラブでの表彰について

市内にはスポーツクラブがありますが、クラブに所属している方で80歳を超えた方に対する表彰制度があればよいと思います。

スポレク中央大会の選手には、10年表彰の制度がありますが、市内の高齢者も増えており、スポーツを行うことに張り合いを持たせるため、また健康維持のためにもよいと思います。

区切りの年齢は85歳、90歳、95歳など、どこからはじめても生きがいになると思われ

ます。

越谷市民のスポーツに関する表彰につきましては、市民体育祭永年出場者表彰及び越谷市体育賞表彰があり、それぞれの規定に沿って表彰しております。

まず、市民体育祭永年出場者表彰につきましては、市民体育祭に永年出場し、かつ、その発展に貢献し他の選手等の模範となった方で、市民体育祭種目別大会及び中央大会地区対抗種目に永年出場した選手や監督、コーチを表彰しております。

次に、越谷市体育賞表彰につきましては、越谷市の体育・スポーツの振興に貢献し、その功績が顕著なものに対し、一定の選考基準（例：県大会優勝、関東大会優勝又は準優勝、全国大会3位以内など）に該当した個人及び団体を表彰しております。

このように、本市では、市民体育祭永年出場や各大会で優秀な成績を収めるなど、市のスポーツ振興に貢献された方の功労や功績などの栄誉をたたえ表彰しております。

現在のところ、スポーツクラブなどに所属している高齢者に対する表彰制度はございませんが、高齢者の健康の保持や増進を図るため、今後とも、関係各課と連携しながら、調査研究してまいります。（スポーツ振興課）

○本に親しむイベントの開催について

私は自殺予防の講演活動をしています、「問題解決が出来ず、すぐ自殺を考えてしまう」という事の理由の一つに、「最近の人たちが本をあまり読まなくなった」という事もあると思っています。

本には生きるヒントが沢山書いてあるからです。

せっかく南越谷にあんなにきれいで立派な図書館も出来たので、普段あまり本を手にとらない人たちが、気軽に本を手にするようなイベントを企画してみたいかどうでしょうか。

例えばブラインドブックマーケットというのをやっている所があります。不要になった本を1冊持参すると、係の人がそれにブックカバーをかけ、そこに持参した人がどんな本なのかを紙に書いて表紙に貼り、ビニール袋に入れて平台に並べるというものです。1冊持参した人は1冊無料でもらって帰る事が出来ます。

紙には『絶望していた時に、私の人生を大きく変えた本です!』とか『思い切り泣きたい人にお勧めです!』などと書きます。本を選ぶときはビニール袋に入っているの、中身は見ることは出来ません。メリットは普段自分では間違っても手にしない、という本と出会えるという点です。以上、本についてのご提案でした。

本市の図書館では、市民の皆様の本を手にとってもらうための活動として、0、1歳児と保護者向けの「ちびうさちゃんのおへや」や、2、3歳児と保護者向けの「うさこちゃんのおへや」を、4歳から小学6年生を対象とする「おはなし会」を開催しております。

また、大人の方には、「郷土歴史講座」や「日本古典文学鑑賞講座」、「市民読書会」、「野口富士男文庫講演会」、「児童文学講演会」などを開催しております。これは、赤ちゃんから高齢者まで、幅広い年齢層の方々が本に親しむことができるように考えたプログラムでございます。

館内には、「季節に関する本」や「特集本」のコーナーを設置して、普段読まない本と巡り会えるような工夫をしております。利用者の方から寄贈本を募り、さらに、出番の少なくなった本を「リサイクル図書」として、市民の皆様へ、再利用していただけるようなイベントも行っております。

なお、南部図書室につきましては、所蔵する本はすべてオープンにして、本との出会いの機会を増やすという設計方針のもと、整備しております。インターネットによる蔵書検索についても、キーワードなどによるものも含めて、市民の皆様が求める本をご提供できるように努めております。

今後も、いただいたご提言も踏まえつつ、「本との出会い」を大切にする企画を実施していきたいと考えております。(図書館)

○学校内のトイレ洋式化について

学校のトイレがまだ洋式化されていないことを聞きました。洋式化は急いでやる必要があるのではないのでしょうか。

現在、児童・生徒のほとんどの家庭において、また、公共施設においても洋式トイレが標準となっております。

本市の学校施設のトイレにつきましては、第4次越谷市総合振興計画に基づく福祉環境整備の改修工事の一環として、各学校において、フロアごとに少なくとも男女各1か所を洋式トイレに改修することを目標として、順次実施しております。

平成27年4月1日での状況につきましては、45校中43校で目標を達成しており、達成率は95.5パーセントとなります。

今後も、さらなる学校トイレの洋式化にむけて先進都市の整備事例を調査しつつ、国庫補助制度の活用を図るなど、できるだけ早く多くのトイレについて洋式化が実現できるよう関係各課と調整を行い、計画的な整備に努めてまいりたいと考えております。(学校管理課)

○拡大印刷機の利用について

市の施設、地区センターにある拡大印刷機を、一般の方にも使わせていただければありがたいです。使用料金を決めていただければ(例:A4判1枚を200円など)よいかと思います。特に総合体育館でお願いできればと思います。

現在、私も100名ぐらいの規模で卓球の団体戦を開催していますが、A3判では名前や組み合わせが小さくなり見えにくいので、拡大印刷機を利用できればと思います。

総合体育館に関しては、教育委員会教育総務部スポーツ振興課が所管しており、施設の設置目的を効果的に達成するために、指定管理者である公益財団法人越谷市施設管理公社に管理運営を行わせております。ご提言につきましては、指定管理者である公益財団法人越谷市施設管理公社から聴取した内容を踏まえまして、お答えいたします。

現在、総合体育館には拡大印刷機を設置しており、公益財団法人施設管理公社が行う大会の横断幕や看板等の作成に使用しております。

ご提言いただきました総合体育館の拡大印刷機の利用につきましては、総合体育館で開催する大会など、一定の条件が整えば有料にて対応しておりますので、事前に総合体育館窓口へご相談いただければと存じます。(スポーツ振興課)

○困窮家庭を対象にした学習支援について

2月19日(木)の朝日新聞朝刊31ページ(生活面)に「困窮家庭の子ども対象 無料指導」という記事で、さいたま市のNPO法人さいたまユースサポートが行っている生活保護世

帯の中高校生対象の学習支援教室の活動が紹介されるとともに、4月からの「生活困窮者自立支援法」施行により、現状の国が100パーセント支出の事業が自治体の負担への移行により、事業継続が困難となる可能性が大きいとの指摘があります。

この件に関連して、越谷市の現状がどうなのか、記事と同様の事業が運営されているとすれば来年度以降財政問題から縮小の可能性はあるのか気にはなるところです。

「子どもの貧困率」や「貧困の連鎖」ということが巷間で話題となりますが、子どもには貧困の責任はないのに、生活や教育・就職機会を奪われることの無い様にするのが国を含めた公的サービス提供の基本スタンスだと考えます。

仮に、現状がさいたま市のレベルに無いとすれば早急に対策を講ずる必要があります。元教員を中心とする市民有志を募る（運営としてはNPOを立ち上げる等）とともに、幸いなことに地元で埼玉県立大学があることを最大限活用し、有能な学生の力を借りてはどうでしょうか。

いずれにせよ、越谷市として、生活困窮世帯の子どもたちへの学習支援事業の現状を踏まえた上での課題解決策の実施、推進を提言します。

平成25年12月に生活困窮者自立支援法が成立し、平成27年4月から生活困窮者自立支援制度が施行されます。

この制度では、福祉事務所を設置する自治体は、生活保護の手前の段階にある生活困窮者に対する第2のセーフティネットといたしまして、必須事業である、自立相談支援事業の実施及び住居確保給付金の支給を行うこととなりました。

本市では、任意事業といたしまして生活困窮者世帯の子どもの学習支援事業の実施に向け準備を進めております。

厚生労働省によると、平成25年4月現在、全国の高校進学率は98.4パーセントであるのに対し、生活保護世帯の高校進学率は89.9パーセントと8.5ポイントほど低くなっております。経済的な自立が困難となり、貧困が世代を超えて連鎖することがないように、必要な環境整備と教育の機会均等を図ることが喫緊の課題となっております。

現在、埼玉県のアスポート事業の教育支援により、本市を含む県南東部の5市をエリアとして生活保護世帯の中学生・高校生を対象に、本市では週2回、三郷市では週1回、大学生や元教員などのボランティアによる学習教室を開催し、個人の学習進度に応じ、きめ細かい学習指導をしております。

また、学習指導の前提として、保護者に対し教育の必要性について理解を得ること、さらに、生徒本人に対するヒアリングや、学習教室への参加を促すことに多くの時間を要している状況です。学習支援員による対象者世帯への家庭訪問、学校やその他関係機関とのカンファレンス等につきまして、担当ケースワーカーと連携し、実施しております。

これらの状況を踏まえ、平成27年度より、学習支援事業は市の事業となることから、本市単独で実施するよりも県南東部エリアでの共同実施と、各市それぞれの学習教室の相互利用につきまして、5市での協議を進めております。

これにより、中学生教室では月曜日から土曜日まで5市のいずれかの会場で学習教室を開催することができ、利用者は、曜日や会場の選択肢が広がるとともに、不登校や人間関係等の理由により同じ教室に通えない等、多様なニーズに対応することで、学習意欲の向上を図るきつ

かけとなると考えております。

なお、平成27年度からは、学習教室の参加対象を生活保護世帯だけでなく、生活困窮世帯にも拡充し事業を実施してまいります。

今後とも、学習支援事業の拡充につきましては、近隣市と調整を図りながら進めてまいりたいと考えております。(社会福祉課)

大綱7 その他

○市内在住の外国人に対する情報提供について

広報紙の一部スペースで、市内在住の外国人への情報提供欄を設ける必要があるように思います。

自宅の周辺では、たまにイスラム系の方を見かける程度ですが、近隣の自治体のケースでも英語圏は言うに及ばず、中国、韓国、東南アジア、南米出身の方が暮らしています。越谷市でも、他市と同様に今後さらに在住の外国人が増加していくように思います。

広報紙面に英語等での情報提供記事があっても良いのではないかという気がします。少なくとも、各種相談を案内する情報提供程度は必要かと思えます。

本市には、平成26年5月1日現在、4,278人の外国籍の方々が住民登録をしています。

国籍・地域別では、多い順に中国、フィリピン、韓国が約70パーセントを占め、以下、タイ、パキスタン、ベトナムの順となっており、全体で見ますと、市民の77人に1人が外国籍で、ご提言にもございますように今後も増加していくことが予想されます。

このような中、本市では、外国人も地域社会の一員としてともに暮らしていく多文化共生の地域づくりを推進しています。その一環として、広報紙の掲載記事の一部を外国語に翻訳した「コシガヤ・メッセンジャー(英語版)、(中国語版)、(フィリピン語版)」を、広報こしがやお知らせ版とは別に作成し、毎月、市役所や地区センターなどの市の施設や市内の各駅で配布しています。

さらに、日常生活に必要な情報として、「越谷市ごみの分け方・出し方」や「越谷市防災マップ」などの多言語版を作成し、越谷市で安全、安心な生活を送ることができるよう外国人へ情報の提供を行っております。

なお、これらの情報は、市役所総合受付と市民課窓口付近に設置した外国人住民向け多言語情報提供ラック「外国人 i (あい) コーナー」でも直接入手することができます。

今後とも市内の外国人に対する情報の提供について、さまざまな方法を検討いたします。

(市民活動支援課)

○越谷市役所駐車場の料金設定について

休日、市役所敷地内の駐車料金は上限がなく加算されます。近隣の民間駐車場のよう利用料金の上限を設定するのは難しいのでしょうか。

越谷市役所南側駐車場につきましては、新たな自主財源を確保するため、平成24年6月から有料化いたしました。

駐車料金は、開庁日が午前0時から午前8時まで、午後6時から午後12時まで、閉庁日が午

前0時から午後12時まで、30分100円となっています。料金につきましては、越谷駅東口駐車場、中央市民会館や市立病院の駐車場の料金などを参考に設定したところです。

現在、越谷市役所南側駐車場の駐車料金については上限を設けておりませんが、利用の拡大という観点から、近隣の民間駐車場の料金体系や越谷駅東口駐車場の利用状況などを調査し、検討してまいります。

引き続き自主財源の確保と市民サービス向上のため、市役所駐車場の有効利用を図ってまいります。(総務管理課)

○休日開庁時の庁舎管理について

日曜日に、孫の保育所の申し込みのため市役所へ行きました。休日開庁日だったので、開庁している窓口には職員の方もいましたが、第二庁舎へのルートには窓口を開けていない部所もありました。当然無人でしたが、防犯上大丈夫でしょうか。

シャッターはないようでしたので、外からエレベーターホールに入ることができるルートがあったらいいと思います。また、エレベーターも、途中階に止まらないような設定をするほうが親切ではないかと思います。間違っって別の階に降りてしまった方もいました。

閉庁日における庁舎の出入口については、守衛室前の職員通用口の1か所となっており、守衛員の承認を得て、庁舎を出入りすることとしております。また、休日開庁日につきましては、守衛室前の出入口のほかに、本庁舎正面玄関(南口及び西口)からも出入りすることができます。また、庁舎出入口には防犯カメラを設置し、守衛室内で監視することができるようにしております。

なお、閉庁時の公文書につきましては、施錠したファイリングキャビネットに保管し、個人情報などが流出しないよう管理をしております。

ご提案いただきました、「エレベーターを途中階に止まらないような設定」につきまして、業者に確認したところ、「市庁舎に設置されているエレベーターはこのような設定をすることができない機種となっている」との話をうかがっており、現在のところ実施することは困難な状況でございます。

庁舎内の防犯対策につきましては、今後も守衛員による巡視や防犯カメラを利用した対策を実施してまいりたいと考えております。(総務管理課)

○ガーヤちゃんを利用したPRについて

越谷特別市民キャラクター「ガーヤちゃん」、市民の皆さんがかわいがっていただければと思います。(広報こしがやに掲載していますが、字も大きくして分かりやすくしていただければと思います)

ARやイラストを活用するほか、年配者や子ども向けに、ガーヤちゃんの人形、お菓子、カレンダーなどの製作販売も効果があると思います。

本市では、市のPRや知名度向上等を図るため、越谷特別市民「ガーヤちゃん」の着ぐるみの貸出やイラストの使用など、「ガーヤちゃん」の積極的な活用を推進しています。

これまで、「ガーヤちゃん」は、広報こしがやへの掲載や小学1年生のランドセルカバーのデ

ザイン、こしがやブランド認定品になっている「ガーヤちゃんサブレ」、さらには、一般社団法人越谷市観光協会において、「ガーヤちゃん」を使用したマスコット人形やこしがやカレンダーの作製・販売など、市はもとより事業者などと連携を図りながら利用促進を図ってまいりました。

また、「ガーヤちゃん」の着ぐるみにつきましては、本年5月に越谷市商工会からの譲渡を受けて、6月より貸出を開始いたしました。貸出対象者につきましては、より多くの方々に活用していただくため、市内で活動する各種団体や事業者等に広げ、利用の拡大に努めています。その結果、今まで使用することができなかった自治会や事業者が、地区のお祭りや各種イベント等で使用するなど、多くの申請や問い合わせを受けており、「ガーヤちゃん」の認知度向上につながるものと考えています。

12月からは、事業者が作成する印刷物や商品のパッケージなどにも、「ガーヤちゃん」のイラストが使用できるようになり、ご提案の「ガーヤちゃん」を活用した商品の製造・販売などについても推進されると考えております。

さらに、平成27年度には、原付バイクのオリジナルナンバープレートにも「ガーヤちゃん」のイラストが活用される予定となっております。

このように、市や観光協会をはじめとして、企業や団体などによる「ガーヤちゃん」を活用した取組みが進んでおり、「ガーヤちゃん」が市民の皆様の目に触れる機会が増え、市内での認知度も向上していくものと期待しております。

今後とも、積極的に「ガーヤちゃん」の普及・促進活動を展開しながら、市民の皆様ますます愛され親しまれる存在になるとともに、ふるさと意識の醸成につながるよう取り組んでまいります。(産業支援課)

〇いきいき越谷について

テレビ広報番組「いきいき越谷」ですが、越谷市民として日頃認識していないテーマもあり、意味がないとは思いませんが、以前からテレビ埼玉で広報番組を実施している自治体は埼玉県以外に越谷市だけではないかと認識しています。確認できていない自治体もあるかもしれませんが、さいたま市を始め確認できません。

そこで質問ですが、テレビ埼玉の月1回30分の番組枠の経費(予算)はいくらですか。また、費用に見合った効果があるのか判りませんが、視聴率は何パーセントでしょうか?視聴者は越谷市民に限定されるとして、費用対効果についてどのように評価しているのでしょうか。

現在、テレビ埼玉では、市広報番組として、本市の「いきいき越谷」のほか、さいたま市(のびのびシティさいたま市 毎週日曜日 10:45~11:00、ようこそさいたま市議会へ 市議会開催月翌月の第1日曜日 9:30~9:45)や戸田市(ふれあい戸田 毎週日曜日 9:15~9:25)、川越市(わが街川越 毎月第1土曜日と翌日曜日 9:30~9:40)の広報番組を放送しています。

次に、放送にかかる経費についてですが、テレビ埼玉やJ:COM越谷での放送、及び番組制作費を含めて、年間約1千万円となっております。

番組の視聴率についてですが、テレビ埼玉では毎年1回「いきいき越谷」の視聴率調査を行っております。それによりますと、直近の視聴率調査を行った平成26年3月の放送では、12.6

パーセント（土曜日放送分）及び6.0パーセント（日曜日放送分）となっております。埼玉県
の広報番組である「彩の国ニュースほっと」の視聴率が約3パーセントと聞いておりますので、
行政の広報番組としては低くない数値だと考えております。

最後に、費用対効果についてですが、「いきいき越谷」は、テレビ埼玉などでの放送のほか、
市役所庁舎内のモニターやロビーでDVDが視聴可能な地区センター、一部の金融機関でも映
像を流しております。先日開催した、「市長とふれあいミーティング」でも、参加者の大学生に
市の取組みについて理解していただくため、「いきいき越谷」の映像を使用しております。さら
に、市内の小中学校にも、要望に応じて「いきいき越谷」のDVDを貸し出し、授業に活用いた
だくなど、テレビ放送をする以外にも映像の有効活用に努めております。「いきいき越谷」では、
広報紙では伝えられない情報を映像として提供することができ、広報媒体として大変重要なも
のと考えております。また、市内のイベントなどが映像として保存されるため、行政資料とし
ての価値も高いものと考えております。（広報広聴課）

越谷市政モニター提言集

平成26年度

発行：平成27年4月

越谷市市長公室広報広聴課

〒343-8501

埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号

TEL 048-963-9117
